（法第九条第一項等の規定による経営強化計画の変更）

第十三条　［略］

２　［略］

［項を削る。］

（法第十四条第十一項において準用する法第六条の規定による経営強化計画の公表）

第二十三条　金融庁長官及び農林水産大臣は、法第十四条第三項の規定による承認をしたときは、同条第十一項において準用する法第六条の規定により、当該承認の日付、当該承認に係る経営強化計画を提出した承継金融機関等の名称、当該経営強化計画の内容及び当該経営強化計画に添付された第二十一条第一項第一号に掲げる書類を公表するものとする。

（基本計画提出金融機関等による経営強化計画の提出）

第二十四条　法第十六条第一項の規定により経営強化計画を提出する農水産業協同組合は、別紙様式第二号により作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付し、内閣総理大臣及び農林水産大臣に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　当該農水産業協同組合が法第十五条第一項の申込みをする場合における役員の履歴書（新たに役員が就任する場合にあっては役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書とし、当該役員又は役員となるべき者が員外監事である場合にあってはその旨（当該員外監事が独立員外監事（法第十六条第一項第五号イに規定する監事をいう。第二十六条第二項において同じ。）である場合にあっては、その旨）を記載した書面を含む。以下この章において同じ。）、部門別の損益管理がされていることを証する書面（当該農水産業協同組合が他の農水産業協同組合（新たに設立されるものを含む。）の自己資本の充実のための申込みをする場合にあっては、当該他の農水産業協同組合において部門別の損益管理がされていること（当該他の農水産業協同組合が新たに設立されるものである場合にあっては、当該他の農水産業協同組合において損益管理がされること）を証する書面）その他の法第十六条第一項第四号に掲げる事項（当該経営強化計画を提出する農水産業協同組合が法第十五条第一項の申込みをしない場合にあっては令第十二条第二号に掲げる事項を含み、当該農水産業協同組合が同項の申込みをする場合にあっては法第十六条第一項第五号イ及びロ並びに令第十二条第三号イ及びロに掲げる事項を含む。）の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

［六～十　略］

（法第十六条第一項第五号イの責任ある経営体制の確立に関する事項）

第二十六条　［①］法第十六条第一項第五号イに規定する主務省令で定める要件は、第五条第一項各号に掲げる要件の全てを満たすこととする。

２　法第十六条第一項第五号イに規定する主務省令で定めるものは、第五条第二項各号に掲げる事項及び一人以上の独立員外監事を含む二人以上の員外監事の選任に関する事項（農林中央金庫にあっては、同項各号に掲げる事項）とする。

三　最終の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

四　その他法第八条の二の規定による認可に係る審査をするため参考となるべき書類

（法第九条第一項等の規定による経営強化計画の変更）

第十三条　［同上］

２　［同上］

３　法第九条第一項の規定により提出する変更後の経営強化計画の実施期間の終了の日は、変更前の経営強化計画の実施期間の終了の日とする。

（法第十四条第十一項において準用する法第六条の規定による経営強化計画の公表）

第二十三条　金融庁長官及び農林水産大臣は、法第十四条第三項の規定により経営強化計画の提出を受けたときは、同条第十一項において準用する法第六条の規定により、当該提出の日付、当該経営強化計画を提出した承継金融機関等の名称、当該経営強化計画の内容及び当該経営強化計画に添付された第二十一条第一項第一号に掲げる書類を公表するものとする。

（基本計画提出金融機関等による経営強化計画の提出）

第二十四条　［同上］

［一～四　同上］

五　当該農水産業協同組合が法第十五条第一項の申込みをする場合における役員の履歴書、部門別の損益管理がされていることを証する書面（当該農水産業協同組合が他の農水産業協同組合（新たに設立されるものを含む。）の自己資本の充実のための申込みをする場合にあっては、当該他の農水産業協同組合において部門別の損益管理がされていること（当該他の農水産業協同組合が新たに設立されるものである場合にあっては、当該他の農水産業協同組合において損益管理がされること）を証する書面）その他の法第十六条第一項第四号に掲げる事項（当該経営強化計画を提出する農水産業協同組合が法第十五条第一項の申込みをしない場合にあっては令第十二条第二号に掲げる事項を含み、当該農水産業協同組合が法第十五条第一項の申込みをする場合にあっては法第十六条第一項第五号イ及びロ並びに令第十二条第三号イ及びロに掲げる事項を含む。）の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

［六～十　同上］

（法第十六条第一項第五号イの責任ある経営体制の確立に関する事項）

第二十六条　［項を加える。］

［①］　法第十六条第一項第五号イに規定する主務省令で定めるものは、第五条各号に掲げる事項とする。